

## 任期付採用職員の募集について

### 1 採用内容

- (1) 採用予定数：1名
- (2) 採用予定期間  
令和6年7月1日から令和7年6月30日まで

### 2 業務内容

電話対応及び出入国在留管理業務の補助作業

### 3 勤務条件

- (1) 勤務地：福岡出入国在留管理局那覇支局  
沖縄県那覇市樋川1丁目15番15号 那覇第一地方合同庁舎
- (2) 勤務時間：8時30分～17時15分（休憩時間：12時～13時）  
土・日及び祝祭日、年末・年始（12月29日～1月3日）を除く
- (3) 休暇：年次休暇、その他の休暇（忌引等）は、常勤職員に準ずる
- (4) 給与等：162,100円以上  
学歴・職歴等を考慮の上、決定する  
通勤手当は、常勤職員に準じて支給  
月の途中の採用又は退職の際は、日割りにより支給する  
期末・勤勉手当は、常勤職員に準ずる
- (5) 保険：法務省共済組合に加入
- (6) 退職：①分限免職  
常勤職員に準ずる  
②退職金  
6か月以上勤務した場合は、支給の対象となる

### 4 応募資格・経験

応募に当たっては、以下の全てを満たす者とする

- (1) 窓口又は電話での対応経験のある者
- (2) 英検3級程度の英会話能力を有する者
- (3) パソコン操作能力（ワード、エクセル等）を有する者

※なお、以下のいずれかに該当する者は、応募できません。

- ① 日本国籍を有しない者

- ② 国家公務員法第38条に規定される次のいずれかの項目に該当し国家公務員となる  
ことができない者
- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の  
期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を  
経過しない者
  - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を  
暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入し  
た者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身網弱を  
原因とするもの以外）

## 5 応募方法

以下の書類を下記問合せ先宛て、郵送又は持参（5月20日（月）正午必着）

- (1) 履歴書（写真貼付） 1通
- (2) 職務経歴書 1通

## 6 選考方法

- (1) 第一次試験  
書類選考
- (2) 第二次試験（書類選考に合格した者のみ）  
面接・作文
- (3) その他
  - 応募により取得した個人情報、採用事務手続以外の目的で利用することはありません。
  - 提出いただいた履歴書等の返却はいたしませんので、予めご了承願います。不  
合格の場合は責任をもって破棄いたします。

### 【問合せ先】

福岡出入国在留管理局那覇支局総務課総務係（種田、東迎、比嘉、幸地、宮城）

住所：〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1丁目15番15号

那覇第一地方合同庁舎8階

電話：098-832-4185